

令和5年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業Q & A

1 給付金について

Q1 給付金の目的は。

国が定める公定価格等により運営を行っている介護サービス施設・事業所等（以下「事業所等」という。）では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを提供し、安定的な運営を行えるよう、LPガス使用に係る経費及び食材費の価格高騰分の一部を支援するために給付金を支給するものです。

Q2 給付金の支給額は。

指定を受けているサービス種別に応じ、下表の金額をサービスごとに支給します。

給付金は、「LPガス使用に係る経費に対する給付金」と「食材費に対する給付金」の2種類です。2種類の給付金が支給対象となる場合、まとめて支給します。

給付金の支給は、1事業所1回限りですので、必要な手続きを期限までにおとりいただくよう御注意ください。⇒Q11を御確認ください。

区分	サービス名	給付金の額			
		食材費	LPガス使用に係る経費		
施設系サービス	介護老人福祉施設	7,500円×定員数	定額（定員規模別）	101人～	400,000円
	介護老人保健施設			71～100人	238,000円
	介護療養型医療施設			41～70人	157,000円
	介護医療院			1～40人	76,000円
	短期入所生活介護（単独型のみ）				
	短期入所療養介護（単独型のみ）				
	特定施設入居者生活介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	軽費老人ホーム（鹿児島市内に所在する事業所を除く）				
通所系サービス	通所介護	定額	68,000円	定額	50,000円
	通所リハビリテーション				
	認知症対応型通所介護				
	地域密着型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	看護小規模多機能型居宅介護				

注1 介護予防を除く。ただし、介護予防のみを実施している事業所については、給付の対象とする。

注2 定員数については令和5年6月1日時点とする。

Q3 例えば、A 法人が B 事業所と C 事業所を運営しており、B 事業所では介護老人福祉施設と通所介護、C 事業所でも介護老人福祉施設と通所介護を実施している場合、給付金はどのように支給されるのか。

B 事業所に対しては、介護老人福祉施設と通所介護について、それぞれ該当する給付金が、C 事業所に対しても、介護老人福祉施設と通所介護について、それぞれ該当する給付金が支給されます。

2 給付金の支給対象事業所等について

Q4 給付金の支給対象事業所等は。

支給対象事業所等の要件は、次のとおりです。

(1) 共通事項

県内に所在する事業所等で、令和5年6月1日時点で、Q2中の表に記載のサービスの指定を受けている事業所等のうち、令和5年1月1日から5月31日の間に提供したサービスに係る介護サービス等報酬又は県から給付費等の支払実績があること。

※ したがって、令和5年6月2日以降に指定された事業所等は、給付金の支給対象事業所等になりません。

(2) LPガス使用に係る経費に対する給付金

LPガスを使用している事業所等で、知事が別に定める日(※)までに「令和5年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に定める『申出書(別記第1号様式)により申出を行った事業所等

(3) 食材費の価格高騰分の一部に対する給付金

(1)共通事項に記載されているもの以外に要件はありません。

※ 知事が別に定める日については、Q11参照のこと。

Q5 休止中の事業所等は、支給対象事業所等に含まれるか。

令和5年6月1日時点で、休止中の事業所等は対象となりません。

※ 次の事業所等も支給対象外です(要綱第2条2項)。

- (1) 市町村、一部事務組合等が設置した事業所等
- (2) 本給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者が設置する事業所等
- (3) 鹿児島市内に所在する軽費老人ホーム

Q6 事業所等は鹿児島県内にあるが、法人の本社が鹿児島県内でない場合、給付金を受給できるか。

法人の本社が鹿児島県外であっても、対象事業所等が県内に存在する場合、当該事業所等については支給対象となります。

県外に所在する事業所等については、本給付金の対象外となります。

Q7 訪問系サービスの事業所が支給対象とならないのはなぜか。

本給付金は、Q1のとおり、LPガス使用に係る経費及び食材費の価格高騰分の一部を支援することを目的としています。介護サービス事業所等のうち、利用者への食事提供サービスが想定されない訪問系サービスは対象外としたところです。

Q8 介護予防サービスは一つのサービスとして受給できるか。

介護予防サービスと介護サービスを実施している場合は、どちらか一方への給付となります。

【例】通所介護と、総合事業の通所型サービスを提供している場合、「通所介護」に給付します。

Q9 ショートステイ（併設型・空床利用型）は対象になるか。

単独型のみ対象となります。

Q10 指定管理者の管理する事業所等や福祉施設事務組合が設置した事業所等は、給付金の支給対象となるか。

地方自治体が設置した事業所等については、本給付金の支給対象にはなりません。

3 給付金の受給手續について

Q11 給付金を受給するためには、どのような手續が必要か。

① 提出書類

下表で御確認ください。

	区 分	必要な手續き
1	食材費に係る給付金を受給しようとする場合	手續きは不要です。
2	LPガスを使用している事業所等が、LPガス使用経費に係る給付金を受給しようとする場合	・ 申出書（別記第1号様式） ・ LPガスの使用を証する書類（LPガス検針伝票の写し等 令和5年1月以降の1か月分のみで可）

※ 給付金の受給を辞退したい場合 ⇒ Q17を御確認ください。

※ 給付金の振込先口座を変更したい場合 ⇒ Q18を御確認ください。

② 提出方法

「郵送」又は「メール」で提出をお願いします。

③ 提出時の留意事項

申出書等をメールで提出する場合は、証拠書類改ざん防止のため、書類データを「PDF形式」にした上で提出してください（PDF形式以外で提出された場合は、受付できない場合があります）。

④ 提出書類の入手方法

①に記載の申出書等の様式は、県ホームページで公開しています。
お手数ですが、県ホームページからダウンロードして御使用ください。
【鹿児島県ホームページ>健康・福祉>高齢者・介護保険>指定事業者全般
>令和5年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業について】

⑤ 提出期限

令和5年8月31日（木） ※必着

⑥ 提出先

【郵送で提出する場合】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室
物価高騰対策支援事業担当

【メールで提出する場合】

メールアドレス：uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

※ 事業所のアドレスや事業所が職員個人に割り当てたアドレスから提出してください
(事業所が管理しているメールアドレスであれば、gmail 等のドメイン名でも可)。

Q12 法人が複数の事業所等を運営している場合、事業所等（サービス）ごとに申し出るのか。法人で事業所等を取りまとめて申し出るのか。

申出書は事業所等（サービス）ごとに作成が必要です。提出する際は、給付金の対象となる事業所等分の申出書を法人単位で取りまとめの上、一括して提出していただいても結構です。

Q13 申出書（第1号・第2号・第3号・第4号様式）に記載する「発行責任者」・「担当者」とは。

「発行責任者」とは、理事長、代表取締役など発行部門の長等が想定されますが、役職にかかわらず請求書を発行するに当たり責任を有する者を指します。

「担当者」とは、本給付金の受給に当たり事務を直接担当する者を指します。また、発行責任者と担当者が同一であっても問題ありません。

Q14 LPガスを使用していることが分かる書類とは。

事業所等でLPガスを使用したことが分かる次の書類のうちいずれかです。
令和5年1月以降分の中から任意で選択した1か月分の写しを提出してください。

- ① 検針伝票の写し
- ② 利用料金請求書の写し
- ③ 利用料金領収書の写し

なお、上記①～③の書類に、法人名や事業所名の記載がない場合は、写しの余白に対象事業所に係るもので相違ない旨の記載をお願いします（下記記載例参照）。

【記載例】

この写しは、〇〇〇（＝事業所名）に係るもので相違ありません。

令和5年×月×日 △△△（＝法人名） ☆☆☆・◎◎◎（＝代表者役職名・氏名）

※ 記載内容が事実と異なることが発覚した場合は、給付金の支給を取り消し、返還を求めらるることになりますので御留意ください（Q15・Q16も同じ）。

Q15 複数の対象事業所等が1つの建物の中にあり、LPガスの契約が1つになっている場合（個々の対象事業所等で契約していない場合）、提出書類はどのようにすれば良いか。

Q14と同じく、写しの余白に対象事業所（複数ある場合は、全ての事業所名を記載）に係るもので相違ない旨の記載をお願いします。

Q16 対象事業所等であるのに、給付金の「支給決定通知」が届かない。

「支給決定通知」に記載されていない事業所等がある。

支給対象事業所等を決定する過程において、齟齬があった可能性があります。

誠に申し訳ありませんが、**支給対象事業所等申立書（別記第3号様式）**を、

Q11記載の提出先へ送付してください。

Q17 給付金の受給を辞退したい場合は。

給付金の受給を辞退する場合は、要綱に定める**受給辞退届出書（別記第2号様式）**を令和5年8月31日までに、Q11記載の提出先へ送付してください。

Q18 給付金の受給口座を変更したい場合は。

給付金は、原則、対象事業所等が鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録している口座又は県からの補助金等の受取口座（以下「登録口座」という。）に振り込みますが、登録口座が使用できない場合など、振込先の口座を変更したい場合は、要綱に定める**振込口座申出・変更申出書（別記第4号様式）及び振込口座を確認できる通帳の写し（※）**を令和5年8月31日までに、Q11記載の提出先へ送付してください。

※ 銀行名、支店名、カタカナの口座名義人及び口座番号が記載されている部分の写し

Q19 各申出書に添付する書類や通帳等について、スマートフォンなどで撮影した画像でもよいか。

差し支えありません。

ただし、画像が鮮明であり、内容が読み取れるものであるか確認の上、メールによる提出の場合は、画像データ（JPEG形式、PNG形式等）又は画像データをPDF形式に変換したものを、郵送による提出の場合は、印刷したものを添付してください。

Q20 インターネットバンキングを利用しているが、振込口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

画像データを提出する際の留意事項は、Q19と同じです。

Q21 申出書等書類提出後、記載漏れや記載誤りに気づいた場合は、どうすればよいか。

再度、正しい書類を提出してください。提出の際、『再提出』である旨をメールの場合は「件名」に、郵送の場合は「封筒」に明示して提出してください。

なお、この場合、最初に提出された書類の返却はしませんので、あらかじめ御了承ください。

4 問合せ等について

Q22 給付金はいつ支給されるか。

給付金の支給（振込）は、令和5年10月頃を予定しています。

ただし、振込口座を変更する場合や、Q16による申出に基づき支給する場合は、上記日程より遅れることがあります。

また、申出書及び添付書類等に不備があり、修正に時間を要した場合も支給が遅れる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

Q23 給付金全般に係る問合せ先は。

下記のアドレスへ「メール」にてお問い合わせください。

原則、メールでの問合せとさせていただきますが、緊急の場合は、電話でも受け付けます。

<メール>

uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

<電話番号>

099-286-2757

<電話受付時間>

8:30~17:15（平日 12:00~13:00 及び土日祝を除く。）

Q24 審査状況や支給日等を確認したい。

申し訳ありませんが、個別の進捗状況はお答えできません。

後日届く給付金の支給決定通知により、金額を確認してください。

5 その他

Q25 この給付金と同じ目的（Q1参照）の給付金又は補助金等を市町村等から既受給している、又は今後、受給する予定があるが、この給付金も受給することができるか。

市町村等から同じ目的の給付金又は補助金を受給している（予定を含む）・いないにかかわらず、この給付金を受給することは可能です。

Q26 支給された給付金について、使用に係る制限があるか。

この給付金は、Q1に記載のとおり事業所等の負担の一部を軽減するために支給するものですので、各事業所等で適切に判断の上、使用してください。

なお、給付金の使用実績に係る県への報告等は不要です。

Q27 この給付金は税務上、課税対象となるか。

この給付金は、税務上、益金に算入され課税対象となる可能性があります。
税務上の取扱いについては、税務署に御確認ください。

Q28 この給付金について、県から電話がかかってくることがあるか。

申出書や添付書類等に不備があった場合、確認や書類の修正をお願いするため、県から電話連絡をさせていただくことがあります。

この場合、県の電話番号は、『099-286-2757又は2687』です。

特殊詐欺には、十分御注意ください。